

平成22年7月16日
山上委員

生駒市立病院運営協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は生駒市立病院運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 生駒市立病院（以下「市立病院」という。）の開設にあたり、奈良県から承認を受けた事前協議書に記載されている開設計画、方針を実現することの確認を行うとともに、生駒市内の医療機関・関係者と相互に協力し、生駒市における地域医療を確保、発展するための意見交換及び円滑な連携体制の構築を図ることを目的とする。

(組織)

第3条

- 1 協議会は、次の機関から選出されたものをもって組織する。
 - (1) 生駒市役所健康課（1名）
 - (2) 生駒地区医師会（1名）
 - (3) 生駒市医師会（1名）
 - (4) 生駒市内病院（1名）
 - (5) 財団法人生駒メディカルセンター（1名）
 - (6) 介護、福祉関係者（2名）
 - (7) 市民代表（2名）
 - (8) 市立病院（2名）
- 2 協議会の要請により必要なものに出席を要請し、意見を求めることができる。

(運営)

第4条

- 1 協議会に議長を置くものとし、第3条第1項に掲げるものの中から互選により定める。
- 2 協議会は、毎年1回開催するものとし、議長が招集する。ただし、必要があるときは、その都度開催することができるものとする。
なお、前条第1項に掲げる三分の一以上の委員からの要請があれば、協議会を開催しなければならない。
- 3 協議会は、第3条第1項に掲げるものの過半数以上の出席をもって開催することができるものとする。
- 4 協議会において了承された事項については、関係機関はこれを遵守するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 病診連携、病病連携の推進及び開放型病床の運用に関すること。

(2) 市立病院の開設、運営状況の確認等、次の事項に関すること。

- ① 2次医療を中心とする病床の運用
- ② 紹介型外来診療
- ③ 地域支援病院の指定
- ④ 診療科目、病床数
- ⑤ 政策医療の実施
- ⑥ 災害時医療、感染症発症時の対応

(3) その他目的達成に必要と思われること。

(専門委員会)

第6条

- 1 必要に応じて専門委員会を組織し、協議することができるものとする。
- 2 専門委員会の委員構成は、協議会において諮り決めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は生駒市役所に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めのない事項または疑義を生じた場合は協議会の構成者が、相互に誠意をもって、これに当たるものとする。

(山上正仁 案)